

# 料金表

## 通則

(消費税相当額の加算)

第15条の2(定額制の網使用料の支払義務)から第18条の2(その他の費用の支払義務)までの規定その他この任意約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

## 第1表 接続料金

### 第1 網使用料

#### 1 適用

区 分	内 容
(1) 削除	_____
(2) 光信号局内 区間伝送機能 に係る料金の 適用	2(料金額)2-2に規定する光信号局内区間伝送機能の料金については、次に掲げる場合に適用します。 ア 接続約款に規定する光信号端末回線又は光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路の場合 イ 当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路の場合 ウ ア又はイに係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路の場合
(3) IP通信網 県間区間伝送 機能に係る料 金の適用	ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 削除
(3)-2 削除	_____
(4) IP通信網 県間区間回線 管理機能に係 る料金の適用	IP通信網県間区間回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2-3IP通信網県間区間伝送機能を利用する場合に適用します。この場合において、1請求書の単位は、IP通信網県間区間回線が80回線までのものをいい、80回線を超える場合は、超えた回線数80回線ごとに1請求書とします。
(5) 当社が利用 者料金の額を設 定する通信に係 る網使用料の適 用	第11条(接続形態)に定めるもののうち、当社が利用者料金の額を設定する接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。

## 2 料金額

### 2-1 削除

2-2 光信号局内区間伝送機能

単 位	料金額	備 考
当社が建物所有者から光信号局内伝送路を賃借する単位	光信号局内伝送路に関して当社が建物所有者に支払う賃借料に、当該賃借料に接続約款料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する一般管理費比率を乗じた額を加えた額	その他の利用条件（料金に係るものに限ります。）は、当社と建物所有者との間の契約条件に従うものとします。

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	(1) LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額 <u>420,000円</u> <u>520,000円</u>	PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。	
		(2) ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの135Mb/sまでの符号伝送ごとに月額		
		(3) I インタフェースにより1.5Mb/s又は6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1.5Mb/s又は6 Mb/sの符号伝送ごとに月額		
		(4) LANインタフェースにより1 Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1 Gb/sの符号伝送ごとに月額 <u>1,090,000円</u> <u>1,360,000円</u>		
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額 <u>2,830,000円</u> <u>3,540,000円</u>		PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。
		(6) 削除	—		

2-3の2 削除

2-4 IP通信網県間区間回線管理機能

区 分		単 位	料金額	備 考
IP通信網県間区間回線管理機能	協定事業者のIP通信網県間区間回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	<u>139円</u> <u>147円</u>	—
		1請求書ごとに	125円	—

2-5 番号情報データベース接続機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1 番号ごとに	8.40 円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(2) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1 番号ごとに	5.88 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	8.49 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

第2表 工事費、手数料及びその他の費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
実費の適用	2（工事費の額）2-2（2-1以外の工事費）に掲げる工事費の額は、3に規定する算出式により算定する実費とします。この場合において、4に規定する作業単金及び貸倒率を適用するものとします。

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1) 通信用建物内伝送路接続工事費	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
(2) 光信号局内伝送路設置等工事費	1 工事ごとに	光信号局内伝送路に関して当社が建物所有者に支払う工事費に一般管理費比率に1を加算して得た値を乗じた額に貸倒率に1を加算して得た値を乗じた額	その他の利用条件（料金に係るものに限ります。）は、当社と建物所有者との間の契約条件に従うものとします。

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) 削除		_____	_____
(2) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物内に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	_____

3 算出式

工事費 = 作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)
-------------------------------

4 2又は3に適用する作業単金、一般管理費比率及び貸倒率

作業単金、一般管理費比率及び貸倒率については、接続約款の規定を準用します。

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
実費の適用	2（手続費の額）2-2（2-1以外の手続費）に掲げる手続費の額は、3に規定する算出式により算定する実費とします。この場合において、第1（工事費）の4（2又は3に適用する作業単金、一般管理費比率及び貸倒率）に規定する作業単金及び貸倒率を適用するものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考
IP通信網県間区間回線設置手続費	1 回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	_____

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1) 課金照合費	協定事業者の請求により課金照合を行う場合に要する費用	1 件ごとに	_____
(2) 光信号局内伝送路に係る情報調査費	光信号局内伝送路に関する情報を提供する場合に要する費用	1 件ごとに	_____
(3) 光信号局内伝送路の線路設備調査に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項に係る情報を提供する場合に要する費用	1 件ごとに	_____
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1 登録ごとに 1 番号あたり	_____

3 算出式

手続費 = 作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)
-------------------------------

### 第3 その他の費用

#### 1 適用

区 分	内 容
(1) その他の費用の適用対象	その他の費用は、2（その他の費用の額）に掲げる費用に適用します。
(2) 中間配線盤特別利用機能に係る料金の適用	2（その他の費用の額）に規定する料金については、協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用するときに適用します。

#### 2 その他の費用の額

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 当社の回線接続装置利用に関する費用	1回線ごとに月額	当社の契約約款の料金表を準用します。	—
(2) 中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	1ポートごとに月額 48円 46円	—